

記載例

- ※ 赤で記載された部分をご記入ください。
- ※ 権利の設定又は移転をする場合は、(権利設定・移転用) の様式をお使いください。
- ※ ご不明な点は長岡市農業委員会事務局農地係までお問い合わせください。
(TEL : 0258-39-2243)

●認定農業者が行

<申出手続者記入欄>

譲受人(転用者)	氏名: 長岡 二郎	譲渡人(所有者)	氏名: 中之島 三郎
申出手続者	住所: 長岡市大手通▲丁目-A-B (●●事務所内) 氏名: 和島 与板郎	連絡先	電話: 12-3456 携帯: 090-0000-0000

申出日: 令和〇年〇月〇日

農業用施設を設置する規定に該当するか否かの検討を求める申出書

<提出書類>

- 1 農業経営改善計画認定書の写し
 - 2 申出書
 - 3 申出土地の全部事項証明書の写し
申出につき
申出者(譲受人・譲渡人)以外の方が書類を提出さ
れる場合は代行または代理の委任状が必要です。
 - 4 申出土地
計画図、
- 内容について照会させていただく場合がございますので、日中のご連絡先をご記入ください。
- 赤で表示)、更正図の写し、申出土地の利用

下記に該当する場合は、それらに応じた書類の提出が必要となります。該当する事項が無い場合は、申出前にご確認ください。

5 当事者以外が手続きを代行する場合、代理申出する場合には委任状	各正本1通 副本2通 (写し可)
6 申出土地が土地改良区の地区内にある(受益地である)場合は、当該土地改良区との調整録	
7 当該事業に関連する取水又は排水につき関係権利者の同意を必要とする場合は、管理者の同意書等	
8 長岡市外の方が申出者の場合、住民票	
9 申出者が法人の場合は、法人の現在全部事項証明書又は定款(寄付行為)の写し	
10 申出土地に隣接する農地がある場合は、その土地の耕作者の同意書	
11 競売、民事調停等により譲受人が単独で申請する場合は、当該競売、民事調停等を証する書面	
12 貸借権その他使用収益権が設定されている場合	
(1) 貸借権設定農地は、農地法第18条の規定による合意解約通知書 ※ 譲受人が貸借人である場合には不要 ※ 特別な理由により解約をしない場合には、貸借人の同意書	通知書3通 (控え2通 写し可) 同意書1通
(2) 使用貸借権設定農地の場合は、使用貸借権合意解約書 ※ 譲受人が借人である場合及び期間満了の場合は不要	3通 (控え2通 写し可)
(3) 申出地が農用地利用集積計画により利用権設定されている農地の場合は、長岡市農用地利用集積計画により定めた利用権の変更に関する協議書並びに通知書(合意解約書)	1通
13 申出土地に抵当権、地上権、地役権等が設定されている場合や所有権移転仮登記が設定されている場合は、当該権利者の同意書	1通
14 申出者が「経営移譲年金(農業者年金)」受給者で、経営移譲年金が支給停止になる場合は、支給停止同意書	1通
15 申出地が「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」の場合は、納税の確定同意書	1通

※ 譲渡人及び譲受人又は申請土地が「1ha以上の転用計画」「農業者年金」「農用地利用集積計画による利用権」「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」に関係している場合は事前にご相談ください。

※ 申請土地又は転用計画が「多面的機能支払交付金事業」「中山間直接支払制度」「都市計画法」「盛土規制法」に関係している場合は関係機関に事前にご相談ください。

<通知書交付欄>

通知書受領者	受領日、署名	本人確認欄(職員記入)
当事者(譲渡人、譲受人) 委任者	令和 年 月 日	免許証、個人番号カード その他()

【記載例】

農地法施行規則第 29 条第 4 号及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書

令和〇年〇月〇日

長岡市長
様
長岡市農業委員会会長

申出者 氏名 長岡 二郎

地域計画の区域内において、下記により農業用施設を設置したいので、農地法施行規則第 29 条第 4 号及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当し、農地転用許可及び農用地区域内における開発許可を要しないこととしてよいかについて検討をお願いしたく、その旨を申し出ます。

また、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続についても併せてお願いします。

記

1 農業用施設を設置する者の氏名及び住所等	氏 名	住 所	農業経営改善計画 認定年月日			共有等のため、申出者が多く、書ききれない場合は、「別紙記載のとおり」とし、別紙を添付してください。		
	長岡 二郎	長岡市幸町2丁目○番○号	令和5年10月1日					
2 転用に係る土地の所有者の氏名及び住所等	氏 名	住 所						
	長岡 二郎	長岡市幸町2丁目○番○号						
3 転用に係る土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面 積 (m ²)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類 権利者の氏名又は名称	市街化調整区域・その他の区域の別	住所が全部事項証明や登記簿に記載された所有者の住所地と異なり、更に添付いただいた住民票（の前住所等）から本人確認ができない場合、戸籍の附票等、所有者であることが確認できる書類が必要です。	
			登記簿					現 態
	長岡市浦	715 番	田 畑	500		市街化調整区域		
	長岡市浦	716 番	田 田	500		市街化調整区域		
計 1,000 m ² (田 500 m ² 、畑 500 m ² 、採草放牧地 m ²)								
4 転用計画	(1) 転用事由の詳細		農業施設の名称		事由の詳細		検討を申出ようとする土地の筆数が多く、書ききれない場合は、「別紙記載のとおり」とし、別紙を添付してください。 休耕の土地については、現況に加え括弧書きで（休耕）と記載してください。 小作地の場合は、紛争を避けるため、基本的に申出以前に解約をして（別途手続きが必要です）、自作地にしてから申出いただきます。 ※既に転用してしまっている場合は、ご相談ください。	
			農産物調製施設 (農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2該当箇所：1号)		農業事業の拡大と効率化により経営の安定化を図るため			
	(2) 転用時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要		工事計画	着工 令和7年8月1日から令和7年12月1日まで				
			名称	棟数	建築面積	所要面積		
			建築物	ライスセンター	1	300 m ²		1,000
			小計		1	300 m ²		1,000
			工作物					
			小計		1	300 m ²		1,000
5 権利を設定又は移転して転用する場合の契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他	現況地目の面積を集計し記載ください。		
		設定 移転						
	土地所有者の同意の有無							
6 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	水道、下水道の設備を設置しないため、排水における周囲への影響はないものと考えます。 隣接する土地所有者、耕作者には事前に計画について説明し日照等について影響がない旨、理解を得ていますが、必要な措置があれば、指示に従います。					具体的な防除方法、被害発生の可能性がない場合は、その理由について記載ください。 また開発区域が1ヘクタール (10,000 m ²) を超える場合には、排水処理計算一覧表の提出が必要ですので、様式等についてはお尋ねください。		
7 その他参考となるべき事項	申出にかかる土地を選定するにあたり、候補地をいくつか選定しましたが、周辺農地及び近隣住民の住環境に悪影響を及ぼさないこと、経営農地からのアクセスが良く利便性が優れていることから申出地が最適であると判断しました。							

(記載要領)

- 農業用施設を設置する者（＝申出者）が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 「市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化調整区域又はそれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「農業用施設の名称」欄には、農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2各号に規定する農業用施設を記載するとともに、（ ）内に該当する号・番号を記載してください。
- 「権利を設定又は移転して転用する場合の契約の内容」欄については、権利を設定又は移転して転用する場合に記載してください。

位置選定理由（別紙でも可）及び他法令（条例含む）により義務付けられている行政との協議状況等を記載ください。（以下例）

農振農用地よりの除外、砂利採取計画の認可、都市計画区域における建築等の許可、地すべり防止区域における制限行為の許可、等

【記載例】

(権利設定・移転用)

農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書

令和〇年〇月〇日

長岡市長
様
長岡市農業委員会会長

申出者 氏名 長岡 二郎

地域計画の区域内において、下記により農業用施設を設置したいので、農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当し、農地転用許可及び農用地区域内における開発許可を要しないこととしてよいかについて検討をお願いしたく、その旨を申し出ます。

また、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続についても併せてお願いします。

記

1 農業用施設を設置する者の氏名及び住所等	氏 名	住 所	農業経営改善計画 認定年月日			共有等のため、申出者が多く、書ききれない場合は、「別紙記載のとおり」とし、別紙を添付してください。		
	長岡 二郎	長岡市幸町2丁目○番○号	令和5年10月1日					
2 転用に係る土地の所有者の氏名及び住所等	氏 名	住 所						
	中之島 三郎	長岡市中之島○番地						
3 転用に係る土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面 積 (m ²)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	市街化調整区域・その他の区域の別	住所が全部事項証明や登記簿に記載された所有者の住所地と異なり、更に添付いただいた住民票（の前住所等）から本人確認ができない場合、戸籍の附票等、所有者であることが確認できる書類が必要です。	
			登記簿					
	長岡市浦	715 番	田 畑	500		市街化調整区域		
	長岡市浦	716 番	田 田	500		市街化調整区域		
計 1,000 m ² (田 500 m ² 、畠 500 m ² 、採草放牧地 m ²)								
4 転用計画	農業施設の名称			事由の詳細				
	(1) 転用事由の詳細			農産物調製施設 (農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2該当箇所: 1号)				
				農業事業の拡大と効率化により経営の安定化を図るため				
	工事計画			着工 令和7年8月1日から令和7年12月1日まで				
				名称	棟数	建築面積	所要面積	m ²
(2) 転用時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要			土地造成					
			建 築 物	ライスセンター	1	300 m ²	1,000	
			小 計		1	300 m ²	1,000	
			工 作 物					
			小 計		1	300 m ²	1,000	
権利の種類			権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間	その他
使用貸借権			設定 移転		令和7年8月1日		永久	
土地所有者の同意の有無								
有								
6 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	水道、下水道の設備を設置しないため、排水における周囲への影響はないものと考えます。 隣接する土地所有者、耕作者には事前に計画について説明し日照等について影響がない旨、理解を得ていますが、必要な措置があれば、指示に従います。							
7 その他参考となるべき事項	申出にかかる土地を選定するにあたり、候補地をいくつか選定しましたが、周辺農地及び近隣住民の住環境に悪影響を及ぼさないこと、経営農地からのアクセスが良く利便性が優れていることから申出地が最適であると判断しました。							

(記載要領)

- 農業用施設を設置する者（＝申出者）が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 「市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「農業用施設の名称」欄には、農業経営基盤強化促進法施行規則第13条の2各号に規定する農業用施設を記載するとともに、（）内に該当する号・番号を記載してください。
- 「権利を設定又は移転して転用する場合の契約の内容」欄については、権利を設定又は移転して転用する場合に記載してください。

共有等のため、申出者が多く、書ききれない場合は、「別紙記載のとおり」とし、別紙を添付してください。

住所が全部事項証明や登記簿に記載された所有者の住所地と異なり、更に添付いただいた住民票（の前住所等）から本人確認ができない場合、戸籍の附票等、所有者であることが確認できる書類が必要です。

検討を申し出ようとする土地の筆数が多く、書ききれない場合は、「別紙記載のとおり」とし、別紙を添付してください。

休耕の土地については、現況に加え括弧書きで（休耕）と記載してください。
小作地の場合は、紛争を避けるため、基本的に申出以前に解約をして（別途手続きが必要です）、自作地にしてから申し出させていただきます。
※既に転用てしまっている場合は、ご相談ください。

現況地目の面積を集計し記載ください。

申出土地を、転用者が無料で借りて転用するという場合は「使用貸借権」「設定」となります。その他に「売買（又は贈与）による所有権」「移転」及び「賃借権」「設定」などがあります。

具体的な防除方法、被害発生の可能性がない場合は、その理由について記載ください。
また開発区域が1ヘクタール（10,000 m²）を超える場合には、排水処理計算一覧表の提出が必要ですので、様式等についてはお尋ねください。

位置選定理由（別紙でも可）及び他法令（条例含む）により義務付けられている行政庁との協議状況等を記載ください。（以下例）
農振農用地よりの除外、砂利採取計画の認可、都市計画区域における建築等の許可、地すべり防止区域における制限行為の許可、等